

令和8年度中央区寝たきり高齢者訪問理美容サービスについて

理美容サービスは、在宅の寝たきり又は認知症の高齢者で、理容所・美容所の利用が困難な方に対し、東京都理容生活衛生同業組合及び東京都美容生活衛生同業組合加盟店の協力により、理容師・美容師がご自宅まで出張し、理美容サービスを行うものです。

1 利用資格

介護保険の要介護認定で要介護2以上と認定され、常時寝たきり又は認知症のため理容所・美容所の利用が困難な方

区外居住の場合や、病院・施設に入院・入所中の場合（一時外泊含む）および直接理美容店にお持ちいただいた場合は、ご利用できません。

2 サービス内容

有効期限：令和9年3月31日

理美容サービス受給者の方には、理容・美容共通の理美容サービス券を、年6枚を限度に交付します。

以下のサービスからご希望の内容を選択し、協力店一覧に掲載している店舗あてに電話にて予約を行ってください。（利用方法の詳細は、裏面をご確認ください。）

○理容サービス： 調髪（洗髪なし）・顔そり（お湯とタオルをご用意ください。）

○美容サービス： 以下の①～③の中からいずれか一つ、ご希望のサービスを選択し予約時に店舗へお伝えください。

○毎回異なるサービスを選択いただいても構いません。

カット（洗髪なし）＋
①ポイントメイク
②眉カット
③カーラーセット

●洗髪サービスについて【令和8年度からの新たな取り組みです。】

ご希望の場合は、理容サービスご利用時に1回あたり4,000円の追加料金（自己負担）でご利用いただけます。

※洗髪サービスのみでの訪問は出来ません。

※洗髪サービスの実施店舗については、協力店一覧をご確認ください。

※美容店は、洗髪サービスはありません。

3 利用方法

① **理美容店を選ぶ**

「理容・美容サービス協力店一覧」にある協力店の中から選んでください。

② **予約をする**

理容・美容各店へ直接連絡し、「理美容サービス券を利用すること」・「希望する日時」・「洗髪希望の有無（有料）」・「美容の場合：①～③のうちの希望サービス内容」を伝え、予約をしてください。

③ **理美容サービスを受ける**

理容師または美容師がご自宅へ出張し、理容サービスまたは美容サービスを行います。サービス開始前に、理美容サービス券1枚と、券に記載されている利用者負担額をご準備の上、理容師または美容師にご提示ください。

一回あたり	・課税世帯	770円
	・非課税世帯	230円
	・生活保護受給者等	無料

④ **利用者負担額を支払う**

サービスが終了したら、ご自宅に訪問した理容師または美容師にあらかじめ提示した理美容サービス券1枚を渡し、券に記載されている利用者負担額をお支払ください。

※ 注意事項

- (1) 受給者以外の方が使用することはできません。
- (2) 理美容サービスを行う際は、ご親族等の立会いが必要となります。
また、介助をお願いすることもありますのでご了承ください。
- (3) 理容師・美容師への湯茶等の接待は、ご遠慮ください。
- (4) 1年以上継続してご利用がない場合、サービスのご利用の取消しをさせていただきますことがあります。
- (5) 施設入所・入院、状態の回復などにより利用資格に該当しなくなった場合は、下記までご連絡ください。（ご利用された場合、全額自己負担として後日差額をいただきますのでご注意ください。）
- (6) 理美容サービスを辞退する場合、下記までご連絡ください。

中央区福祉保健部高齢者福祉課高齢者サービス係

電話 3546-5355（直通）

※協力店の目印です。（店頭には貼られています。）

